○厚生労働省告示第五百四十一号

康 保 健 康 険 法 保 施 険 行 法 規 施 則 行 第 規 八 則 + 六 大 条 正 + \mathcal{O} 五. 第二 年 内 号 務 省 \mathcal{O} 規 令 第 定 に 三十六号) 基 づ き厚 第 生 労 八 + 働 六 大 条 臣 が \mathcal{O} 定 第二 \Diamond る 号 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 規 を 次 定 に \mathcal{O} 基 ょ う づ É き、 定 健 8

平成二十年十二月十七日

平

成 二

+

年

月

日

か

5

滴

用

す

る。

厚生労働大臣 舛添 要一

健 康 保 健 険 康 法 保 施 険 法 行 施 規 行 則 規 大 則 正 第 + 八 + 五. 六 年 条 内 務 の 二 省 令第三 第二号 + \mathcal{O} 六 規 号) 定に 基 第 づ 八 き + 厚 六 条 生 \mathcal{O} 労 働 第二 大 臣 号 が \mathcal{O} 定 規 8 定 る に t 基 \mathcal{O} づ き 厚 生

労 働 大 臣 が 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} は 次 \mathcal{O} 各 号 12 掲 げ る ŧ \mathcal{O} と す る。

ス 低 酸 酸 性 素 血 状 症 態 が 継 \mathcal{O} 所 続 見 L て、 が あ る 臍され لح 帯 認 動 \Diamond 脈 5 血 中 れ る \mathcal{O} t 水 素 \mathcal{O} 1 才 ン 指 数 が 七 • 未 満 で あ る 代 謝 性 ア シ ド

シ

分 娩 監 視 装 置 が 示 す 情 報 に 当 初 異 常 が 認 \Diamond 5 れ な か 0 た が そ \mathcal{O} 後胎児 に低 酸 素 状 態 が 生じ、

当該情報に異常が認められたもの